

第23回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会

日時 平成20年3月27日(木)

18:30~20:30

会場 行徳文化ホール1&1大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 「自然環境学習の場」の具体化について

資料-1

3. 報 告

(1) 行徳臨海部の課題に係る最近の状況について(報告)

ア) 主な経緯と今後の予定について

資料-2、3

イ) 塩浜1丁目護岸の暫定工事について

資料-4

ウ) 塩浜まちづくり、塩浜市有地有効活用事業について

資料-5

エ) 地域コミュニティゾーン整備構想について

資料-6

4. その他

ア) 平成20年度の委員の委嘱について

イ) 次回の開催日について

5. 閉 会

第 23 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会委員名簿

平成 20 年 3 月 27 日開催

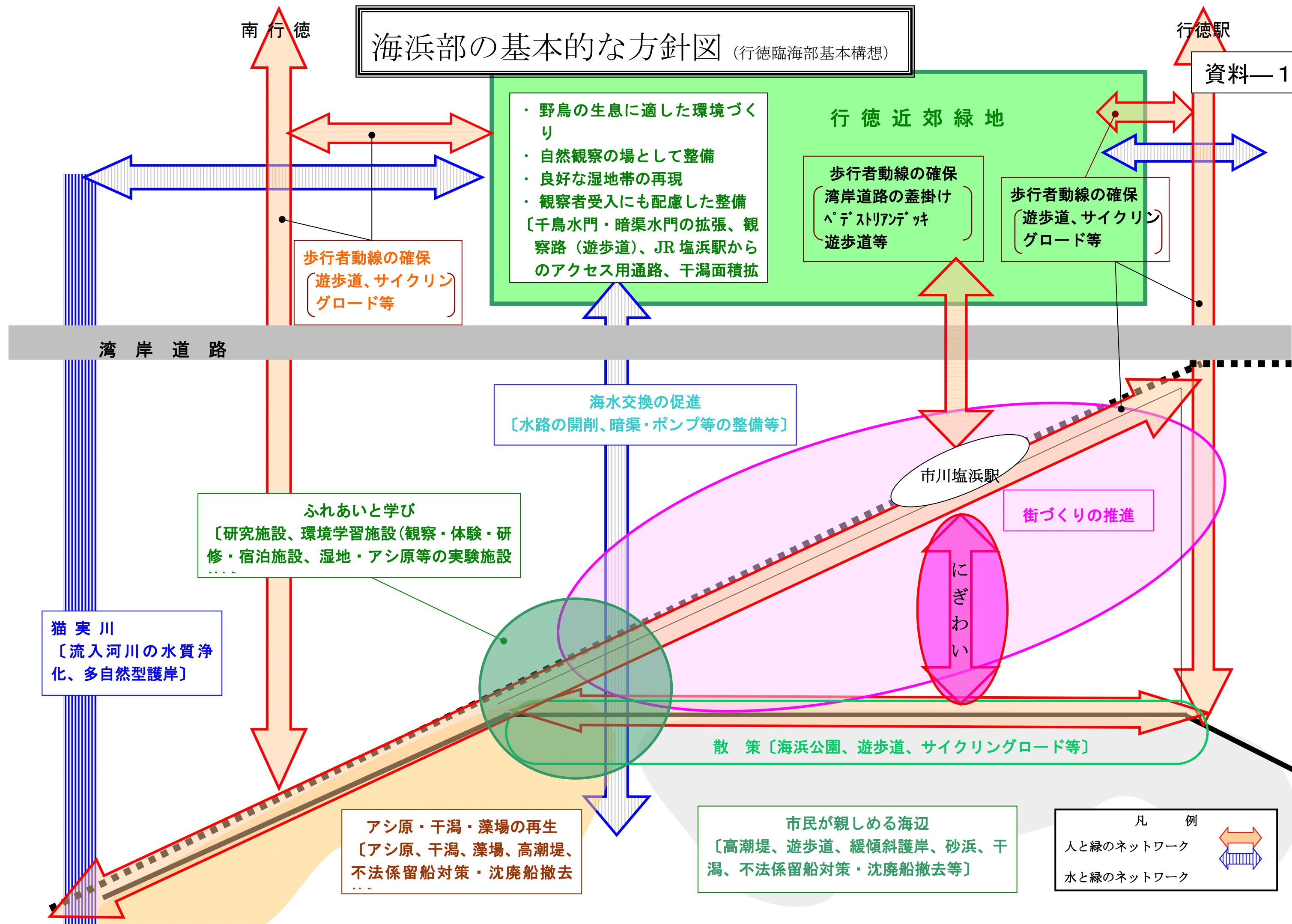
分 野	氏 名	所 属・専 門
学 識 者	西 村 幸 夫	東京大学 工学部 教授
	風呂田 利 夫	東邦大学 理学部 教授 <欠 席>
自 治 会	熊 川 芳 男	行徳地区自治会連合会 会長
	歌 代 素 克	南行徳地区自治会連合会 会長
市 民 団 体	佐 野 郷 美	市川緑の市民フォーラム 事務局長
	安 達 宏 之	特定非営利活動法人 三番瀬環境市民センター 広報
	丹 藤 翠	行徳まちづくりの会 代表 <欠 席>
	東 良 一	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会 理事長
漁 組	藤 原 孝 夫	市川市行徳漁業協同組合
	及 川 七之助	南行徳漁業協同組合 専務理事
企 業 ・ 関 係 機 関	富 田 伸 彦	市川市塩浜協議会 まちづくり委員会 委員長
	高 根 英 樹	社団法人 市川青年会議所 監事
	※木 下 篤 則	独立行政法人 都市再生機構 千葉地域支社 都市再生企画室 室長
	※平 出 純 一	市川市 副市長 <欠 席>
公 募	川 口 勲	市川市民

※……報償金支出対象外

(敬称略)

海浜部の基本的な方針図 (行徳臨海部基本構想)

資料—1



- ・ 野鳥の生息に適した環境づくり
- ・ 自然観察の場として整備
- ・ 良好な湿地帯の再現
- ・ 観察者受入にも配慮した整備
〔千鳥水門・暗渠水門の拡張、観察路（遊歩道）、JR 塩浜駅からのアクセス用通路、干潟面積拡

行徳近郊緑地

歩行者動線の確保
湾岸道路の蓋掛け
ペDESTリアンデッキ
遊歩道等

歩行者動線の確保
遊歩道、サイクリングロード等

歩行者動線の確保
〔遊歩道、サイクリングロード等〕

湾岸道路

海水交換の促進
〔水路の開削、暗渠・ポンプ等の整備等〕

ふれあいと学び
〔研究施設、環境学習施設（観察・体験・研修・宿泊施設、湿地・アシ原等の実験施設）〕

猫実川
〔流入河川の水質浄化、多自然型護岸〕

市川塩浜駅

街づくりの推進

にぎわい

散策〔海浜公園、遊歩道、サイクリングロード等〕

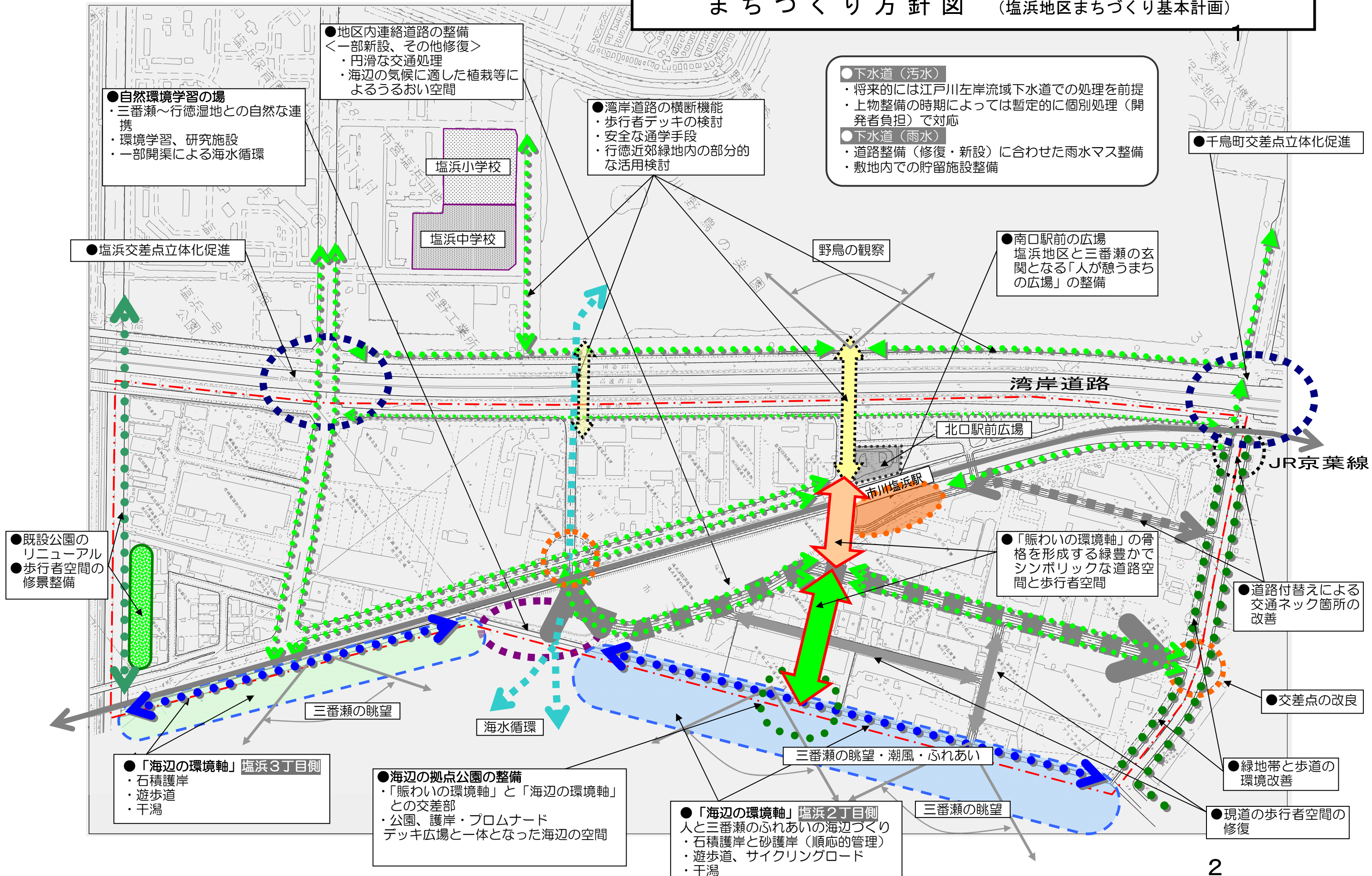
アシ原・干潟・藻場の再生
〔アシ原、干潟、藻場、高潮堤、不法係留船対策・沈廃船撤去等〕

市民が親しめる海辺
〔高潮堤、遊歩道、緩傾斜護岸、砂浜、干潟、不法係留船対策・沈廃船撤去等〕

凡例

人と緑のネットワーク	
水と緑のネットワーク	

まちづくり方針図 (塩浜地区まちづくり基本計画)



●自然環境学習の場
 ・三番瀬～行徳湿地との自然な連携
 ・環境学習、研究施設
 ・一部開渠による海水循環

●地区内連絡道路の整備
 <一部新設、その他修復>
 ・円滑な交通処理
 ・海辺の気候に適した植栽等によるうるおい空間

●湾岸道路の横断機能
 ・歩行者デッキの検討
 ・安全な通学手段
 ・行徳近郊緑地内の部分的な活用検討

●下水道(汚水)
 ・将来的には江戸川左岸流域下水道での処理を前提
 ・上物整備の時期によっては暫定的に個別処理(開発者負担)で対応
 ●下水道(雨水)
 ・道路整備(修復・新設)に合わせた雨水マス整備
 ・敷地内での貯留施設整備

●千鳥町交差点立体化促進

●塩浜交差点立体化促進

●南口駅前広場
 塩浜地区と三番瀬の玄関となる「人が憩うまちの広場」の整備

野鳥の観察

湾岸道路

北口駅前広場

市川塩浜駅

JR京葉線

●既設公園のリニューアル
 ●歩行者空間の修景整備

●「賑わいの環境軸」の骨格を形成する緑豊かでシンボリックな道路空間と歩行者空間

●道路付替えによる交通ネック箇所の改善

三番瀬の眺望

海水循環

●交差点の改良

●「海辺の環境軸」塩浜3丁目側
 ・石積護岸
 ・遊歩道
 ・干潟

●海辺の拠点公園の整備
 ・「賑わいの環境軸」と「海辺の環境軸」との交差点
 ・公園、護岸・プロムナード
 デッキ広場と一体となった海辺の空間

三番瀬の眺望・潮風・ふれあい

●緑地帯と歩道の環境改善

●「海辺の環境軸」塩浜2丁目側
 人と三番瀬のふれあいの海辺づくり
 ・石積護岸と砂護岸(順応的管理)
 ・遊歩道、サイクリングロード
 ・干潟

三番瀬の眺望

●現道の歩行者空間の修復

2 自然再生 (湿地再生) 事業について

(1) 三番瀬における現状と期待される機能・効果

現在の三番瀬は、埋立てにより後背湿地が失われ、護岸等により海と陸との自然な連続性が失われた単調な環境となっており、自然再生 (湿地再生) によって表 5 に示すような効果・機能が期待される。

表 5 自然再生 (湿地再生) により期待される機能・効果

区 分	現 状	期待される効果・機能
生物生息場の創出	・三番瀬の地形は前浜干潟の低潮域から浅海部だけが残っている状態であるため、小櫃川河口干潟にみられるような干潟面の高い位置に生息する固有種がほとんどみられない。	・低潮帯よりも高い地形 (地盤高) や湿地、ヨシ原等を再生することにより、三番瀬における生物多様性の回復が期待される。
ヨシ原の創出	・三番瀬は埋立てにより後背湿地が失われ、ヨシ原もほとんどみられない。	・ヨシ原は三番瀬の原風景の構成要素であるとともに、湿地生態系の重要な構成要素であり、湿地景観の最も基本的な構成要素でもある。
人と三番瀬とのふれあいの場・環境学習の場の創出	・三番瀬の海岸線は、海と陸との自然な連続性が乏しく、人が自由に干潟や海にアクセスでき、自然とふれあう場所が限定されている。	・都市部においては、干潟や湿地は市民が身近に接することができる数少ない自然であり、湿地やヨシ原の再生により、その自然の景観を楽しむための散策、生物の観察、環境学習の場としての効果が期待される。

(2) 自然再生 (湿地再生) に必要な条件 (期待される効果・機能の発揮に必要な条件)

自然再生 (湿地再生) の実施場所として、市川市塩浜地区護岸部の市川市所有地を施設敷地に想定し、施設敷地において干潟 (干出域) の背後地としての自然再生を行うことを前提として検討を行った。自然再生 (湿地再生) により、表に示した効果・機能を発揮させる

ためには、表6に示す条件が考慮する必要があると考えられる。

表6 自然再生（湿地再生）に必要な条件

項目	必要な条件	備考
地形	<p>【地盤高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然とのふれあいの場の確保やヨシ原の創出の観点からは、満潮時でも水没しない高さの地盤高が必要となる。 ・海と陸との連続性、多様な水底質環境及び生物生息環境の回復の観点からは、緩やかな勾配により低潮帯（潮間帯下部）から潮上帯までの連続した地形が必要と考えられる。 <p>【行徳湿地とのネットワーク形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行徳湿地からの暗渠を部分的に開渠化することにより、施設敷地を經由して、行徳湿地と三番瀬との間で水の出入りが図られ、さらに再生する湿地と行徳湿地及び三番瀬との間の生物生息場のネットワーク形成を図ることが求められる。 <p>【施設前面の護岸の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海と陸との連続性の確保の間からは、前面護岸を極力低くする開放型の施設が望ましいが、安全性や施設の利用面を優先すれば、施設の前面に護岸を設置する閉鎖型、もしくは護岸に導水管等の通水口を設置することにより、外海との海水交換を図る半閉鎖型が有効である。 <p>【勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配が望ましいが、安定性を確保するためには階段状の地形とするも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシの生育に必要な淡水（雨水）を貯留するための池やクリーク（水路状地形）を設置することや、ヨシ原（湿地）の再生により生息が期待される種の回復を図るためには、多様な生物の生息を促すための凹凸のある地形、転石等を設置することも考慮する。
面積・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・自然のヨシ原（後背湿地）の分布状況等からみると、底生生物の生息場となるヨシ原を形成させるためには、奥行き10m程度の規模が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物生息場の創出に加えて、景観やふれあい・環境学習の場としての観点からは、別途検討が必要である。

底質	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシの生育条件としても適当と考えられる塩浜護岸前面海域の底質性状と同等の性状とすることを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物生息環境を回復させるためには、多様な底質が分布していることが効果的であると考えられる。
塩分	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシをはじめとする汽水性生物の生育・生息環境を形成させるためには、海水と淡水が混ざり合い、汽水域となるような塩分条件とすることが必要がある。 ・ヨシの生育には湿潤な場所を確保する必要もあることから、流入した海水がたまる窪地状の微地形（タイドプール）やその背後には雨水（淡水）が貯留される池（淡水池）を設置し、両者が混ざり合う場所を造成することが有効と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水源としては、将来的には猫実川等の河川水の導水が考えられるが、当面は敷地内の雨水を利用する。

（3）自然再生（湿地再生）の場の断面イメージ

地盤高、施設前面の護岸の設置、勾配等を考慮すると、複数の断面イメージが想定されるが、施設前面の護岸の設置に関しては、本検討においては、施設敷地内の土砂が前面海域へ流出することを防止することが必要となるため、施設の構造上、前面に土砂流出防止のための施設を設置することが必要である。このことを踏まえると、以下の3通りの断面イメージが想定される。

ア 開放型

前面護岸を極力低くし、海と陸との連続性を確保する構造。三番瀬とのふれあいや景観上からの前面の海域との連続性は高いが、台風等のイベント時には、高い頻度で底質の攪乱や前面海域への土砂の流出が生じる可能性がある。。

イ 閉鎖型

前面に護岸を整備することにより、施設敷地内の安全性や安定性は確保されるが、前面海域との連続性が断たれるとともに、海水の流入がないために、湿地環境は淡水のみに依存して形成させることとなる。

ウ 半閉鎖型

前面に護岸を整備し、かつ、通水口を通じて海水交換を図ることにより、施設敷地内の安全性や安定性が確保されるとともに、海域とのつながりが確保され、潮間

帯から後背湿地までの多様な環境が形成される可能性がある。景観やふれあいの場の観点からは、閉鎖型と同様に閉塞感が生じる可能性がある。

(4) 課題

ア 干潟的環境（干出域等）形成との関連

前面海域との連続性を確保することが望ましく、そのためには護岸前面において干潟的環境（干出域等）形成と一体的に自然再生（湿地再生）を図ることが有効である。

イ 護岸構造

高潮・高波の発生やそれに伴う越波による護岸背後地への影響（被害）の程度について、イベント時の対応に係る構造や管理方法なども含めて詳細な検討が必要である。半閉鎖型とする場合には、通水口の高さや位置、水門、導水管の規模、それによる海水交換の程度、施設内部における多様な環境形成の可能性等の検討が必要である。

ウ 淡水の確保

雨水を貯留するための機能（淡水池、水路等）を施設敷地内に設置することや、湿潤な環境を維持するための工夫（粘性土や遮水シートによる止水等）についての検討が必要である。なお、施設敷地周辺においては、市川市によるまちづくりが計画されており、その排水先を湿地再生の場所にする計画や、地域の住居からの雨水排水を地下浸透させることにより、湧水を期待することが考えられる。

エ 湿地周辺の植栽

湿地及びその周辺においては、湿地の景観、生態的特性、利用状況等を考慮して、その場に適応した植栽を導入することについて検討する必要がある。特にヨシ原生育域背後のより地盤高が高い場所における植栽については、施設の景観・利用面を踏まえた検討が必要である。

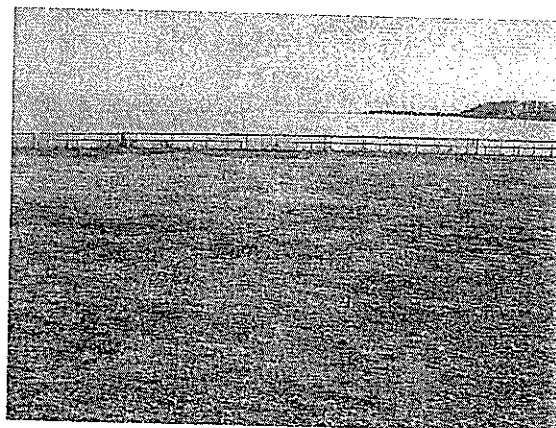
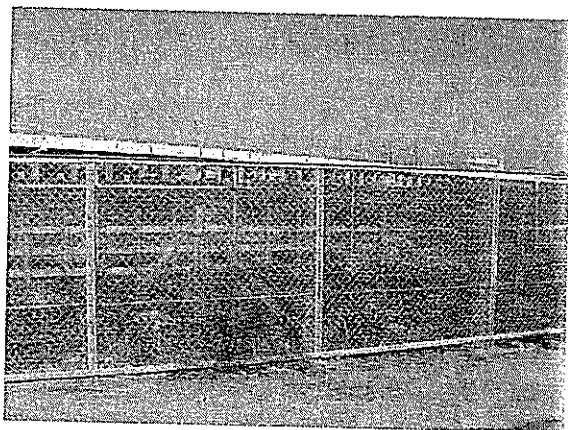
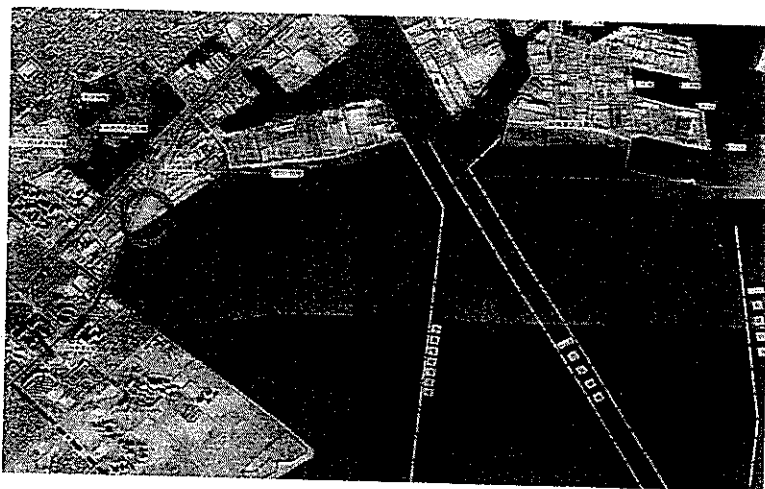
オ 維持・管理

形成された湿地環境が再生イメージにふさわしい状態にあるかどうかを評価するためには、地形、底質、生物相等についてモニタリングすることが重要である。また、ヨシ群落拡大の制御や繁茂したヨシの刈り取り等の管理が必要となる可能性もある。

自然再生においては地域住民等との連携が不可欠であり、できる限り早い段階で地域住民等との連携を図ると同時に、湿地環境を適切に維持管理するためにルール作りを含めた管理運営システムを構築することが望まれる。

(5) 想定する実施場所

自然再生（湿地再生）の実施場所には、市川市塩浜地区護岸部の市川市所有地を施設敷地に想定し、施設敷地において干潟（干出域）の背後地としての自然再生を行うことを前提として検討を行った。市川市所有地前面を含む市川側は、三番瀬において船橋側や浦安地区に比べて干出域が少なく、陸と海との連続性に乏しい現状にある。また、市川市所有地は、市川市のまちづくり基本計画の中でも自然環境学習の場としての検討も進められている。これらのことから、市川市所有地を対象として、護岸の改修に合わせて干出域や湿地（ヨシ原）の創出について検討することは効果的であると考えられる。



【市川市塩浜地区護岸部の市川市所有地付近】

第1回
(9月20日)

第2回
(11月21日)

第3回
(12月19日)

第4回
(1月30日)

＜第1回検討委員会＞

- 日付 平成 19 年 9 月 20 日
- 議事
 1. 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について
 2. 千葉県三番瀬再生計画(基本計画及び事業計画)における干潟的環境形成等について
 3. 今後の進め方について
- 委員長のまとめ
 - ・ 平成 20 年度実施計画(案)についての意見を書面で提出してもらいたい。
 - ・ 次回検討委員会では、干潟的環境形成、淡水導入及び自然再生(湿地再生)の事業に関し、どういう事業であるべきか、どういう事業であってはならないか、こういう検討をしなければならない等について、各委員の意見を伺いたい。
 - ・ 第 2 回目以降は、船橋にも会議開催の案内を出してもらいたい。
 - ・ 平成 18 年度報告書については、PDFファイルとして配布してもらいたい。

＜第2回検討委員会＞

- 日付 平成 19 年 11 月 21 日
- 議事
 1. 平成 20 年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について
 2. 干潟的環境(干出域等)形成、淡水導入及び自然再生(湿地再生)について
- 委員長のまとめ
 - ・ 第 22 回三番瀬再生会議での平成 20 年度実施計画(案)の議論に当たっては、本委員会で取りまとめた修正意見を踏まえ、県から説明してもらいたい。
 - ・ 第 3 回検討委員会では、第 2 回委員会での議論の論点を整理した資料、議事録を基に、引き続き意見交換を行いたい。また、県からの試験計画等の提案も受けたい。
 - ・ 今日の意見交換等を踏まえ、更に意見があれば、会議前に提出願いたい。

＜第3回検討委員会＞

- 日付 平成 19 年 12 月 19 日
- 議事
 1. 干潟的環境(干出域等)形成、淡水導入及び自然再生(湿地再生)について(意見交換)
 2. 干潟的環境(干出域等)及び淡水導入に係る試験計画、事前環境調査等について
- 委員長のまとめ
 - ・ 現在、最終的にどういうものを目指すのかということ、試験を何のためにやるのかという議論が混在しているので、これまでの検討委員会での意見等の論点を議事録ベースで資料としてまとめ、第 4 回検討委員会では、この資料を基に、3事業についての議論を進めていきたい。
 - ・ できれば、市川市、行徳臨海部まちづくり懇談会から提案等をお願いしたい。また漁場再生検討委員会においても関連事項が出ていれば紹介願いたい。
 - ・ 護岸検討委員会で提案されている塩浜護岸東端部での砂付けについて、護岸及び再生実現化の両検討委員会間で整理していく必要があるため、報告願いたい。
 - ・ 試験計画(案)等は、再生会議へ説明し、評価委員会の評価を受ける必要があるため、平成 20 年度の早いうちに取りまとめていく必要がある。

＜第4回検討委員会＞

- 日付 平成 20 年 1 月 30 日
- 議事
 1. 干潟的環境(干出域等)形成、淡水導入及び自然再生(湿地再生)について(意見交換)
 2. 干潟的環境(干出域等)形成及び淡水導入に係る試験計画、事前環境調査等について
- 委員長のまとめ
 - ・ 干潟的環境の形成については、小規模な実験を複数の箇所で行うという方向で試験計画を考えてもらった上で、写真や図面をみながら検討していきたい。
そこで、県からは、次回の会議でどのくらいの規模の試験になるのか、もう少し具体的なものを示してもらいたい。
 - ・ すりつけ部でのさらし砂の試験については、護岸検討委員会の方で具体的な案を検討してもらい、その状況をこの委員会に随時知らせてもらい、こちらも全体的な干潟的環境形成という観点から効果的な試験になるようアドバイスをしていくという役割分担とさせていただきたい。
 - ・ 猫実川での干潟的環境形成及び淡水導入については、県から具体的なイメージを出してもらい、検討を進めたい。
 - ・ 浦安での自然再生については、県と調査会社で上の委員のイメージを聴き取り、取りまとめ、次回の会議で出してもらい検討を進めたい。
 - ・ 湿地再生については、次回、既にだされている大まかな計画でもよいので、市川市からだしてもらおうよう調整してもらいたい。
 - ・ 猫実川での深淺測量については、今日の意見を踏まえて、調査計画を見直してもらいたい。

行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯 (H19. 7. 25 以降)

平成20年3月27日

年月日	内 容
平成19年	
7月25日	第21回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催(市川市)
7月31日	第14回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催(千葉県)
8月1日	第20回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
8月7日	第26回「行徳臨海部特別委員会」開催(市川市)…現地視察
8月9日	新規採用職員による塩浜1丁目護岸の清掃作業を実施(市川市)
8月14日	「塩浜1丁目地先護岸に係る要望書」知事に提出(市川市)
8月29日	第10回「三番瀬漁場再生検討委員会」開催(千葉県)
9月11日	第21回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
9月20日	第1回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催(千葉県)
10月10日	第15回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催(千葉県)
10月17日	「三番瀬まつり市川2007」開催(市川市)
11月6日	第16回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催(千葉県)
11月17日	第22回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催(市川市)…現地視察
11月21日	第2回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催(千葉県)
11月22日	第17回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催(千葉県)
11月27日	第22回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
12月16日	第9回「市川三番瀬クリーンアップ大作戦2007」
12月19日	第3回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催(千葉県)
12月27日	第23回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
平成20年	
1月10日	県議現地視察(塩浜護岸、不法堆積残土他)
1月19日	「地域コミュニティゾーンの整備構想策定」を市の広報に掲載(市川市)
1月25日	第18回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催(千葉県)

1月29日	「三番瀬再生国際フォーラム」開催（千葉県）
1月30日	第4回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催（千葉県）
2月1日	市長・知事会談（塩浜1丁目護岸の暫定工事について要望書を提出）
2月5日	「行徳臨海部特別委員会」に塩浜1丁目護岸の暫定整備について報告（市川市）
2月29日	第5回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催（千葉県）
3月19日	第19回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催（千葉県）
3月27日	第23回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催（市川市）

行徳臨海部の課題に係る今後の予定

資料—3

平成20年	
3月28日	第6回「三番瀬再生実現化計画等検討委員会」開催（千葉県）
5月	第24回「三番瀬再生会議」開催（千葉県）
7月下旬	第24回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催（市川市）
10月中旬	第9回「三番瀬まつり」開催（NPO、塩浜協議会、市川市）
11月	「三番瀬クリーンアップ大作戦」（実行委員会）
12月下旬	第25回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催（市川市）

市川第 20080118 - 0071 号

平成 20 年 2 月 1 日

塩浜 1 丁目地先護岸の暫定補強工事
について

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

市川市長 千 葉 光 行



塩浜1丁目地先護岸の暫定補強工事等について

立春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜るとともに、平成17年度に実施した塩浜1丁目護岸補強工事に対しまして、財政的支援をいただき改めてお礼申し上げます。

さて、塩浜1丁目地先の護岸につきましては、知事もご承知のとおり、市川二期埋立事業を前提とした暫定的な構造のため、塩害、波浪等による鋼矢板の腐食、老朽化が進み、台風・地震等の自然災害あるいは不測の事態に対し、安全性の確保が緊急の課題となっております。

本市並びに千葉県に対し、地元自治会、漁業協同組合、工業会からも度々要望書等が寄せられ、当該護岸の安全性の確保が求められております。

とりわけ、塩浜1丁目護岸につきましては、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）において、「早急な改善が必要な塩浜1丁目については、市川漁港の動向を踏まえながら、協議・調整を進める」と明記されています。

また、県は平成18年度から五ヵ年事業として塩浜2丁目の護岸改修に着手し、塩浜3丁目については、引き続き、次期五ヵ年事業において護岸改修に着手する予定となっております。しかし、塩浜1丁目護岸の恒久的な改修については、海岸保全区域等の法指定、事業者、財源の確保等の協議・調整に相当の期間を要するものと考えられます。

このような中で、塩浜1丁目護岸については、年々老朽化が進み、既に、鋼矢板護岸のゆがみ、集中腐食による鋼材の大きな欠損や土砂の流失、コンクリート部分のひび割れやはく離が発生している状況にあります。崩壊の危険性が高まりつつあり、一刻の猶予もできない状態であると考えられます。

加えて、人身事故や産業活動への甚大な影響も危惧されます。そのような事態が起こった場合、県及び市が護岸の危険な現状を知りつつ、適切な対応を行わなかったとして行政責任を問われることになり、社会的な行政批判あるいは訴訟問題に発展することも想定されます。

従いまして、本市としましては、危機管理上、危険な現況護岸をこれ以上放置することは出来ないと考え、以下の事項を前提に、緊急の安全対策として平成20年度に暫定補強工事を実施する方針としておりますので、ご協力をお願い致します。

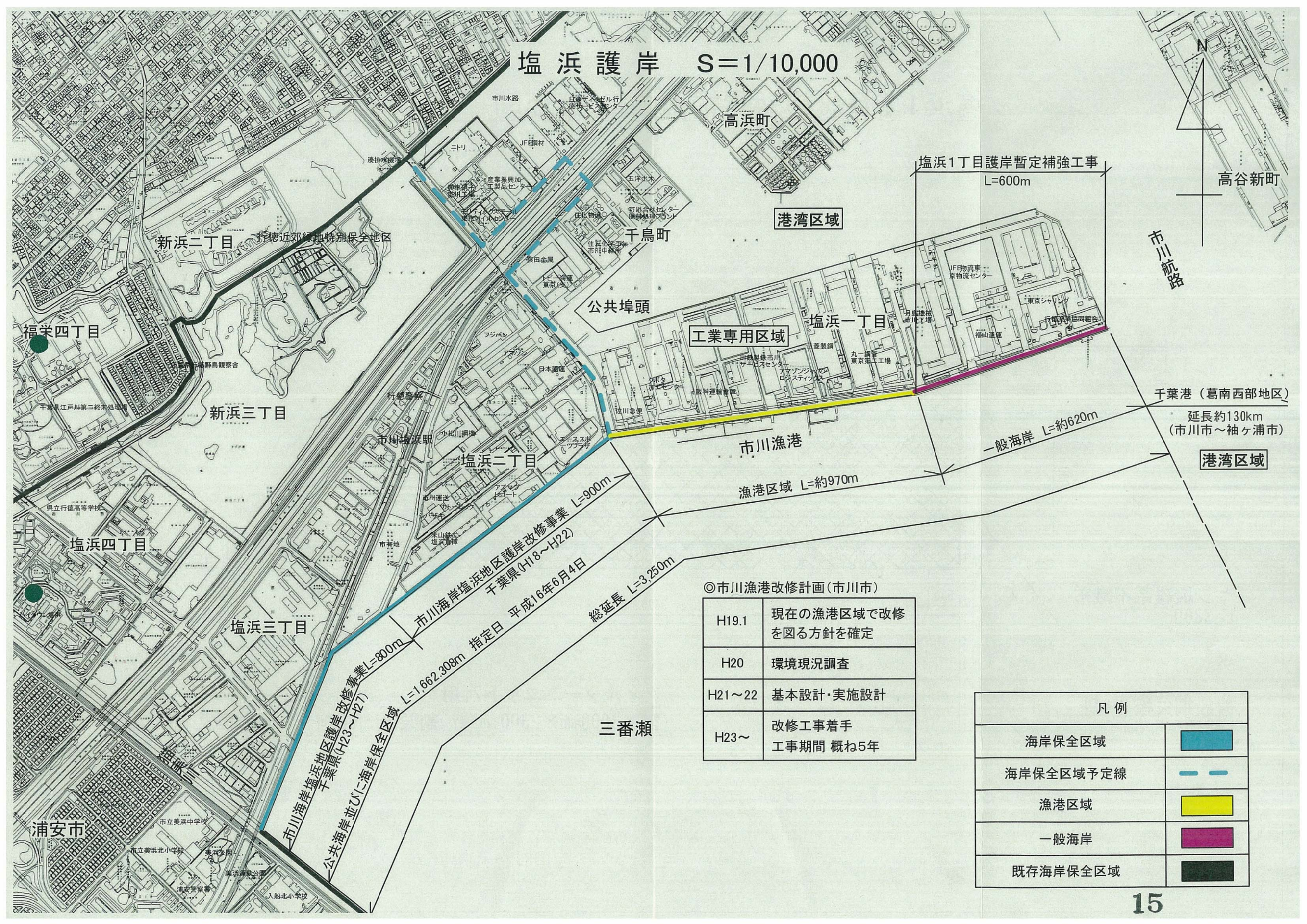
記

1. 本市が平成20年度に実施予定の塩浜1丁目護岸の暫定補強工事に係る費用について、県の財政的支援をお願いしたい。
2. 当該工事の実施にあたり、三番瀬再生会議等の調整に配慮して頂きたい。
3. 塩浜1丁目護岸の恒久的な改修につきましては、引き続き協議・調整をお願いしたい。

<事業概要>

- ①工法 約2 tの袋根固め工を護岸前面に実施し、護岸の倒壊を防ぐ
(平成17年度実施の補強工事と同様の工法)
- ②工期 平成20年5月～9月(漁業への影響を避けた工期設定)
- ③延長 約600m
- ④概算工事費 50万円/m×600m=3億円
- ⑤参考資料 施行箇所位置図、断面図、現況写真

塩浜護岸 S=1/10,000

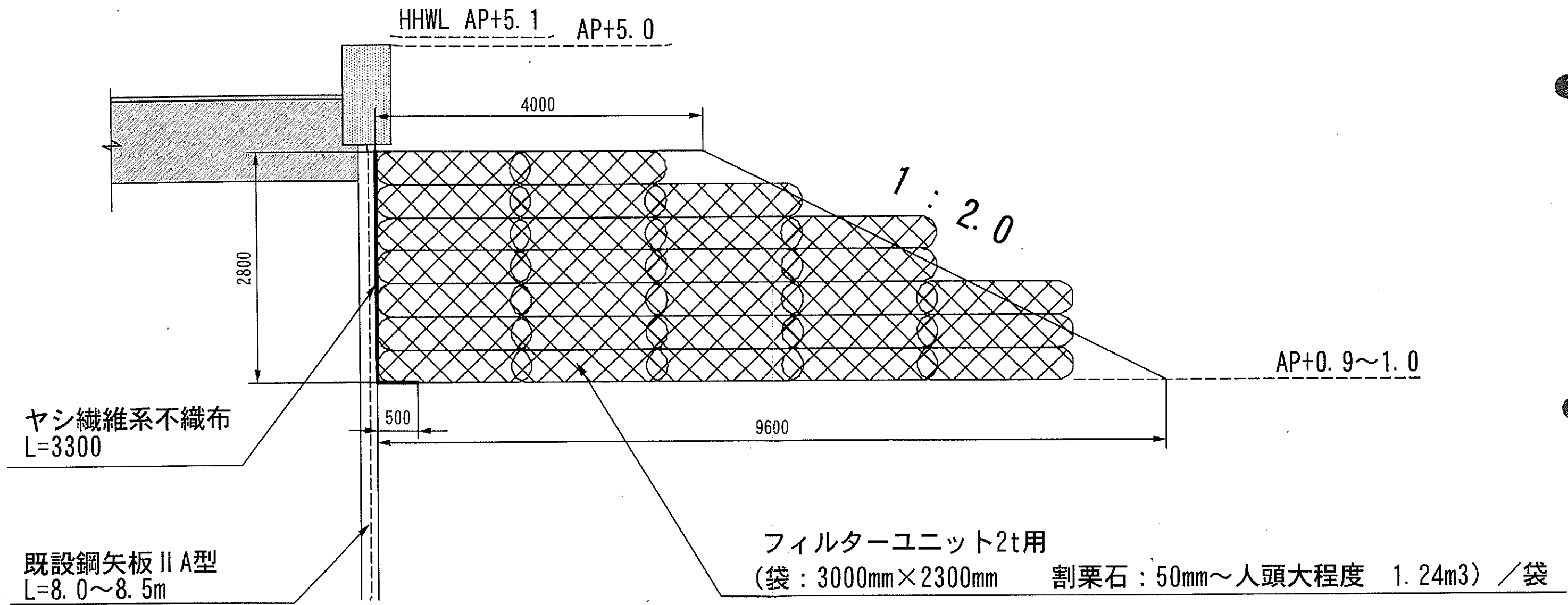


◎市川漁港改修計画(市川市)

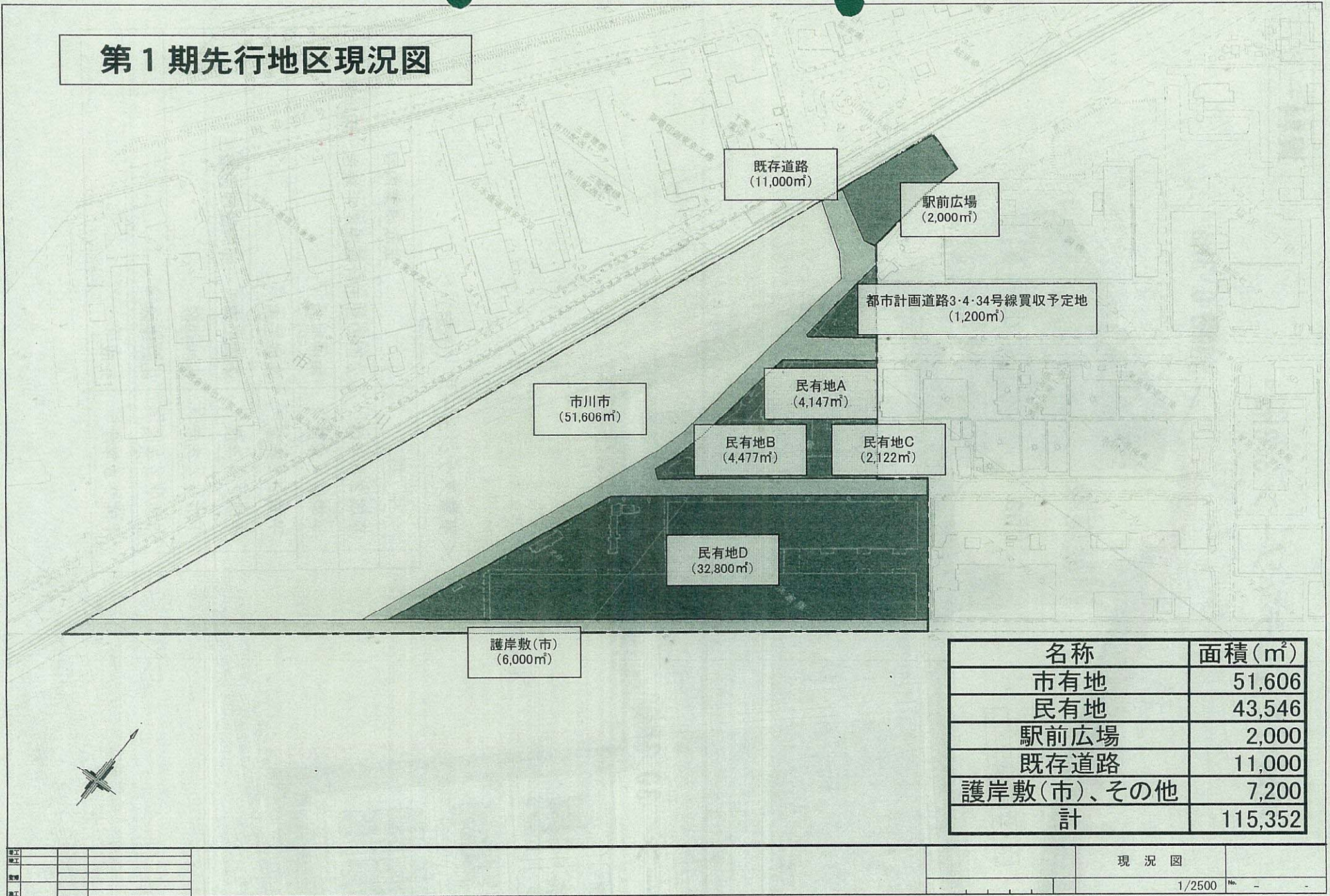
H19.1	現在の漁港区域で改修を図る方針を確定
H20	環境現況調査
H21~22	基本設計・実施設計
H23~	改修工事着手 工事期間 概ね5年

凡例	
海岸保全区域	
海岸保全区域予定線	
漁港区域	
一般海岸	
既存海岸保全区域	

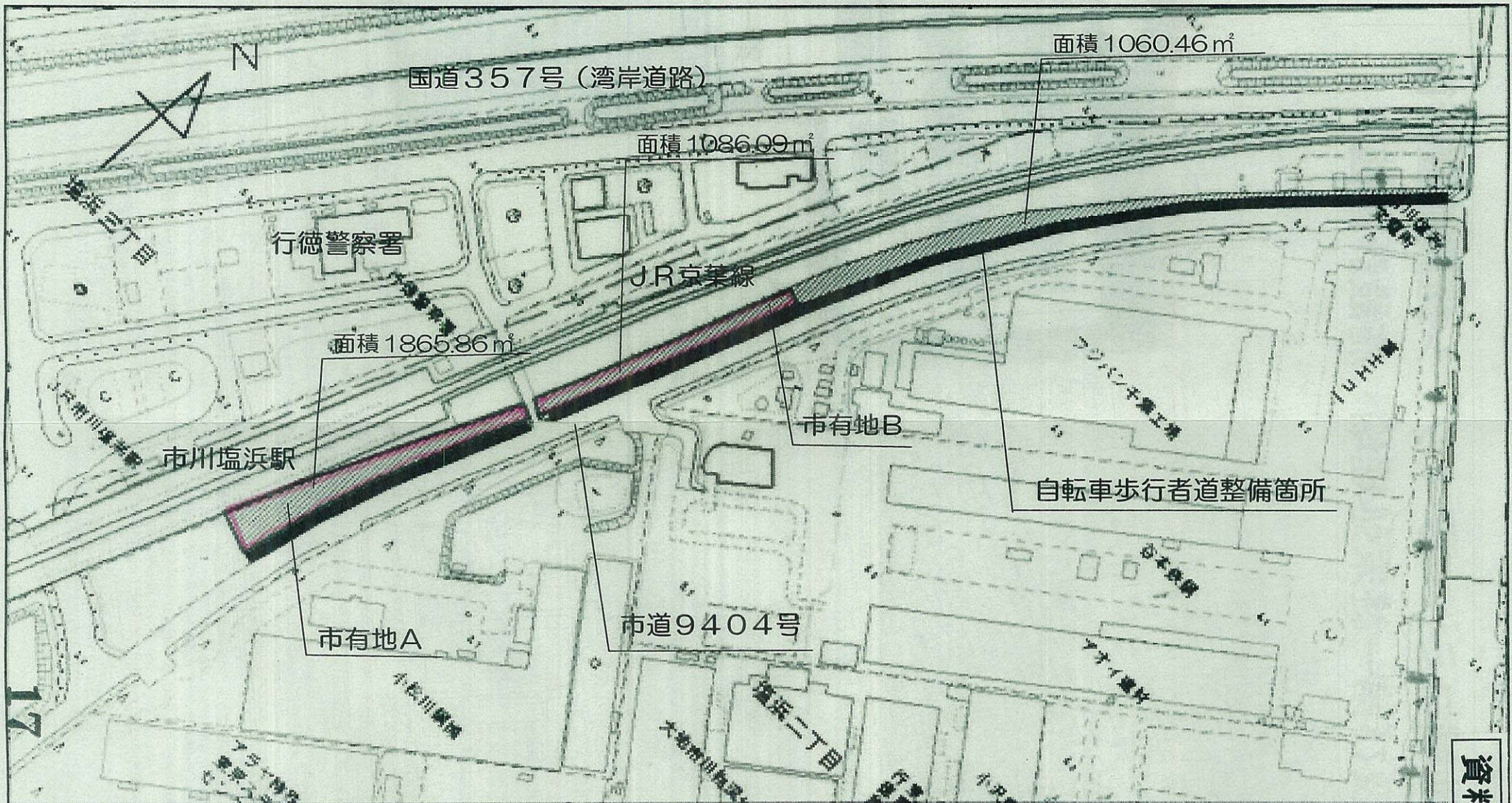
塩浜1丁目護岸暫定補強工事 断面図 S=1:50



第1期先行地区現況図



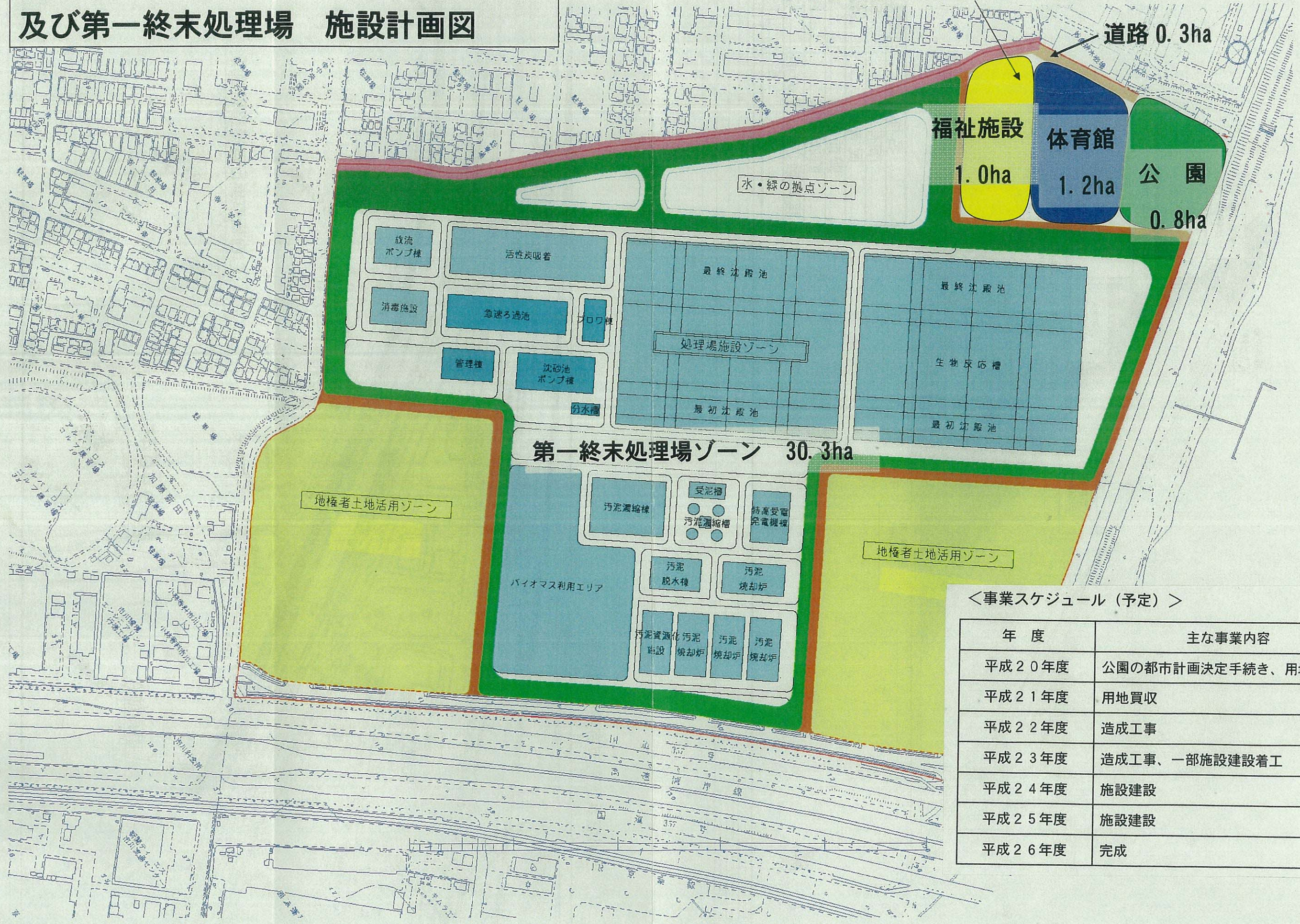
市川塩浜駅南市有地有効活用



事業者提案用地

提案施設
市有地A：コンビニ、飲食店、ビジネスホテル、自転車駐輪場
市有地B：原付駐輪場、自転車駐車場、自動車駐車場

地域コミュニティゾーン施設配置計画
及び第一終末処理場 施設計画図



<事業スケジュール(予定)>

年度	主な事業内容
平成20年度	公園の都市計画決定手続き、用地買収
平成21年度	用地買収
平成22年度	造成工事
平成23年度	造成工事、一部施設建設着工
平成24年度	施設建設
平成25年度	施設建設
平成26年度	完成